

ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)の 試験的な使用制限緩和について

利便性の向上と健康増進の補助的役割を果たすことが想定されることから、6月1日(木)よりウェアラブル端末(スマートウォッチ等)の使用制限を試験的に緩和することとしました。なお、使用する際は、以下の注意事項を遵守いただきます。

- (1) 事前に必ず受付にて使用する旨の申し出をお願いします。
- (2) 端末全体を覆うことのできる保護バンドを着用してください。盤面や留め具部分等が隠れていない場合はご使用できません。なお、保護バンドはシリコン製に限ります。
- (3) ご利用可能な端末は、完全防水機能付きでリストバンド型、腕時計型に限ります。
- (4) 使用する場合は、接触防止のため他の利用者の方と十分に距離をあけてください。接触等による破損については一切責任を負いません。
- (5) ウェアラブル端末と連動するスマートフォン等の持ち込みはできません。



バンド着用時の状況

太宰府市立太宰府史跡水辺公園
指定管理者 シンコースポーツ・西鉄ビルマネジメントグループ